

## 愛媛県がん診療連携推進病院指定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の機能を補完し、又は拠点病院と連携しながら、専門的ながん医療の提供や地域のがん診療の連携協力体制の構築等の役割を担う病院として愛媛県がん診療連携推進病院（以下「推進病院」という。）を指定することにより、本県におけるがん医療水準の向上を図るとともに、県民に安心かつ適切ながん医療を提供することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において「推進病院」とは、第4条で定める指定要件を満たした病院のうち、知事が指定したものをいう。

### (指定等)

第3条 知事は、県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院のうち、次の要件をすべて満たすものを推進病院に指定する。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、別途定める「愛媛県がん診療連携推進病院新規指定申請書」を知事に提出していること。
- (2) 次条に規定する指定要件をすべて満たしていること。

2 知事は、指定を行った場合、別途定める「愛媛県がん診療連携推進病院指定通知書」により、開設者に対し、その旨を通知する。

3 推進病院の指定の有効期間は4年間とする。ただし、指定の更新を妨げない。

4 指定の更新を受けようとする推進病院は、指定の有効期間の満了する日の6月前までに、別途定める「愛媛県がん診療連携推進病院指定更新申請書」を知事に提出するものとし、第1項から前項までの規定は、指定の更新について準用する。

5 前項の規定による指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 推進病院は、毎年10月末までに、別途定める「現況報告書」を、知事に提出しなければならない。

7 知事は、推進病院が指定要件を満たさないと判断されるとき、又は開設者から申出があったときは指定を取り消すことができる。

### (指定要件)

第4条 推進病院の指定要件は、次のとおりとする。

#### (1) 診療体制

##### ア 診療機能

##### (ア) 集学的治療の提供体制及び標準的治療等の提供

- a 我が国に多いがん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんをいう。以下同じ。）その他各医療機関が専門とするがんについて、手術、放射線療法及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療及び緩和ケア（以下「集学的治療等」という。）を提供する体制を有する（放射線療法については、他の医療機関との連携によって対応できる体制を有することも可とする。）とともに、各学会の診療ガイドラインに準ずる標準的治療（以下「標準的治療」という。）等がん患者の状態に応じた適切な治療を提供すること。
- b 我が国に多いがんについて、クリティカルパス（検査及び治療等を含めた詳細な診療計画表をいう。）を整備すること。
- c がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、キャンサーボード（手術、放射線療法及び化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の専門を異にする医師等によるがん患者の症状、状

態及び治療方針等を意見交換・共有・検討・確認等するためのカンファレンスをいう。以下同じ。)を設置することが望ましい。

(イ) 化学療法の提供体制

- a 外来において化学療法を提供する体制を整備すること。
- b 急変時等の緊急時に外来において化学療法を提供する当該がん患者が入院できる体制を確保することが望ましい。
- c 化学療法のレジメン(治療内容をいう。)を審査し、組織的に管理する委員会を設置することが望ましい。なお、当該委員会は、必要に応じて、カンサーボードと連携協力することが望ましい。

(ウ) 緩和ケアの提供体制

- a イの(ア)のcに規定する医師及びイの(イ)のcに規定する看護師等を構成員とする緩和ケアチームを整備し、当該緩和ケアチームを組織上明確に位置付けるとともに、がん患者に対し適切な緩和ケアを提供すること。
- b 外来において専門的な緩和ケアを提供できる体制を整備することが望ましい。
- c aに規定する緩和ケアチーム並びに必要なに応じて主治医及び看護師等が参加する症状緩和に係るカンファレンスを定期的開催すること。
- d 院内の見やすい場所にaに規定する緩和ケアチームによる診察が受けられる旨の掲示をするなど、がん患者に対し必要な情報提供を行うこと。
- e かかりつけ医の協力・連携を得て、主治医及び看護師がaに規定する緩和ケアチームと共に、退院後の居宅における緩和ケアに関する療養上必要な説明及び指導を行うこと。
- f 拠点病院が実施する緩和ケアに関する地域の医療機関等との連携協力体制の整備に協力すること。

(I) 病病連携・病診連携の協力体制

- a 拠点病院又は地域の医療機関から紹介されたがん患者の受入れを行うこと。また、がん患者の状態に応じ、拠点病院又は地域の医療機関へがん患者の紹介を行うこと。
- b 病理診断又は画像診断に関する依頼、手術、放射線療法又は化学療法に関する相談など、地域の医療機関の医師と相互に診断及び治療に関する連携協力体制を整備すること。
- c 拠点病院が行う地域連携クリティカルパス(拠点病院と地域の医療機関等が作成する診療役割分担表、共同診療計画表及び患者用診療計画表から構成されるがん患者に対する診療の全体像を体系化した表をいう。以下同じ。)の整備に協力すること。
- d 地域の医療機関等と協力し、cに規定する地域連携クリティカルパスの活用を積極的に推進すること。

(オ) セカンドオピニオンの提示体制

我が国に多いがんについて、手術、放射線療法又は化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師によるセカンドオピニオン(診断及び治療法について、主治医以外の第三者の医師が提示する医療上の意見をいう。以下同じ。)を提示する機能を持つか、又は施設間連携によって対応できる体制を有すること。

イ 診療従事者

(ア) 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

- a 放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。なお、当該医師については、専任(当該療法の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となっていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支え

ないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該療法に従事している必要があるものとする。以下同じ。)であることが望ましい。

- b 化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。
  - c アの(ウ)のaに規定する緩和ケアチームに、身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上配置されていることが望ましい。なお、当該医師については、専任であることが望ましい。  
アの(ウ)のaに規定する緩和ケアチームに、精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が1人以上配置されていることが望ましい。
  - d 専従(当該療法の実施日において、当該療法に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該療法に従事していることをいう。以下同じ。)の病理診断に携わる医師が1人以上配置されているか、又は他の医療機関から協力を得られる体制が確保されていること。
- (イ) 専門的な知識及び技能を有するコメディカルスタッフの配置
- a 放射線治療を専門とする分野に掲げる場合は、専任の放射線治療に携わる診療放射線技師が1人以上確保されていること。  
また、専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等が1人以上配置されていることが望ましい。
  - b 専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師が1人以上配置されていることが望ましい。  
ウの(ア)のbに規定する外来化学療法室(外来化学療法室を整備しない病院にあっては、外来において化学療法を提供する体制)に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師が1人以上配置されていることが望ましい。
  - c アの(ウ)のaに規定する緩和ケアチームに、専従の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師が1人以上配置されていることが望ましい。  
アの(ウ)のaに規定する緩和ケアチームに協力する薬剤師及び医療心理に携わる者がそれぞれ1人以上配置されていることが望ましい。
  - d 細胞診断に係る業務に携わる者が1人以上配置されていることが望ましい。
- (ウ) その他
- a がん患者の状態に応じたより適切ながん医療を提供できるよう、各診療科の医師における情報交換・連携を恒常的に推進する観点から、各診療科を包含する居室等を設置することが望ましい。
  - b 推進病院の長は、当該病院においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること。なお、当該評価に当たっては、手術・放射線療法・化学療法の治療件数(放射線療法・化学療法については、入院・外来ごとに評価することが望ましい。)紹介されたがん患者数その他診療連携の実績、論文の発表実績、研修会・日常診療等を通じた指導実績、研修会・学会等への参加実績等を参考とすること。

## ウ 医療施設

### (ア) 専門的ながん医療を提供するための治療機器及び治療室等の設置

- a 放射線療法を行う場合は、放射線治療に関する機器を設置すること。た

だし、当該機器は、リニアックなど、体外照射を行うための機器であること。

- b 外来化学療法室を設置することが望ましい。
- c 集中治療室を設置することが望ましい。
- d 白血病を専門とする分野に掲げる場合は、無菌病室を設置すること。
- e がん患者及びその家族が心の悩みや体験等を語り合うための場を設けることが望ましい。

(1) 敷地内禁煙等

敷地内禁煙の実施等のたばこ対策に積極的に取り組むこと。

(2) 研修の実施体制

ア 拠点病院が実施するがん医療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修に積極的に協力するとともに参加すること。

イ アのほか、拠点病院が実施するがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断等に関する研修に積極的に協力するとともに参加すること。

ウ 拠点病院が実施する診療連携を行っている地域の医療機関等の医療従事者も参加する合同のカンファレンスに積極的に参加すること。

(3) 情報の収集提供体制

ア 院内に相談支援機能を有する窓口を設置すること。

(ア) 当該窓口がんに関する相談に対応する者を1人以上配置すること。

(1) 当該窓口は、拠点病院と連携して、患者、その家族及び地域の医療機関等からの相談等に対応する体制を整備すること。

イ 院内がん登録

(ア) 院内がん登録を実施すること。なお、厚生労働省健康局総務課長が定める「標準登録様式」に基づく院内がん登録を実施することが望ましい。

(1) 院内がん登録を活用することにより、愛媛県が行う地域がん登録事業に積極的に協力すること。

ウ その他

(ア) 我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有し、及び標準的治療等を提供している場合は、そのがんの種類等を広報すること。

(1) 臨床研究等を行っている場合は、次に掲げる事項を実施すること。

a 進行中の臨床研究（治験を除く。以下同じ。）の概要及び過去の臨床研究の成果を広報すること。

b 参加中の治験について、その対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報することが望ましい。

（他の医療機関との連携）

第5条 推進病院は、地域のがん医療の向上のため、拠点病院及び地域の医療機関との連携に努めるものとする。

（愛媛県への協力）

第6条 推進病院は、愛媛県が実施するがん対策事業に協力するものとする。

（広報）

第7条 知事は、推進病院の名称、役割及び診療機能等について、県民への周知に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月30日から施行する。